

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第二十七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「主幹 史料編纂調整官」を「主幹」に、「調整員及び主任主査 病院マネジメント課の服務担当の係長、調整員及び主任主査」を「調整員及び主任主査」に改め、同表備考中「史料編纂調整官」を削る。

別表第二知的障害者更正相談所の項中「所長」を「所長 次長」に改め、同表登美学園の項の次に次のように加える。

女性センター	所長 次長
--------	-------

別表第二女性センターの項を削り、同表しごとセンターの項中「所長補佐」を削り、同表農業大学の項を次のように改める。

なら食と農の魅 力創造国際大学 校	校長 副校長 総務企画課長
-------------------------	---------------

別表第二ヘリポート事務所の項中「所長」を「所長 次長」に改め、同表奈良公園事務所の項中「所長」を「所長 次長」に改め、同表奈良春日野国際フォーラムの項中「次長」を「総務課長」に改め、同表平城京歴史館の項、五條病院の項及び五條病院附属看護専門学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（平城京歴史館の項を削る部分に限る。）は、同年七月一日から施行する。